

《保護者の皆様へ》

令和5年度 沼津市立小中学校の学校給食費について

令和5年4月
沼津市教育委員会

1 年間給食実施回数 185回（予定）

2 学校給食費の額について

感染症や不安定な国際情勢をうけ、食材費等が高騰していることから、昨年度10月から半年の間、国の交付金を活用し、給食単価を約10%増額し無償としました。

今年度も、引き続き食材費等が高騰していることから、十分な栄養価を満たす給食を提供するために給食の実施単価を維持する

必要がありますが、保護者の皆様のご負担が過大にならない様に、

増額分は沼津市が補助することとし、学校給食費は据え置きといたします。

※第10期分は、年額から第1期分～第9期分の学校給食費の額を差し引いた額となります。

※アレルギー等により年間を通して牛乳を飲まない場合等、上記額と異なる場合があります。個別の対応が必要な場合は、学校にお問い合わせください。

改定後の1食単価	約10%を市が負担
小学生 304円 (月額約5,600円)	学校給食費単価
中学生 363円 (月額約6,700円)	小学生 276.81円 (月額約5,100円)
	中学生 330.60円 (月額約6,100円)

3 学校給食費の取扱いについて

(1) 納付方法

口座振替による納付を基本としますが、納付書によるお支払いも可能です。就学援助や生活保護を受ける場合は、就学援助費や生活保護費からお支払いいただきます（就学援助の認定までの期間は保護者様にお支払いいただき、相当額を後日支給いたします）。

(2) 口座振替日（納期限）

口座振替日（納期限）は、5月～2月の年10回の予定です。口座振替日（納期限）は各月の末日ですが、その日が金融機関の営業日ではない場合はその前営業日になります。

該当月	第1期分	第2期分	第3期分	第4期分	第5期分
口座振替日	5月31日	6月30日	7月31日	8月31日	9月29日
小学校	5,600円/期 ⇒ 5,100円/期				
中学校	6,700円/期 ⇒ 6,100円/期				
該当月	第6期分	第7期分	第8期分	第9期分	第10期分
口座振替日	10月31日	11月30日	12月29日	1月31日	2月29日
小学校	5,600円/期 ⇒ 5,100円/期				5,309円
中学校	6,700円/期 ⇒ 6,100円/期				6,261円

※残高不足等により口座振替ができなかった場合は、振替不能通知及び納付書を送付しますので、金融機関等の窓口でお支払いください。次の振替日に未払額を合計して振替えることはできませんのでご注意ください。

※事前に児童手当からの納付に同意をいただいている方につきましては、振替不能分を児童手当より引き落としさせていただきます。

(3) 精算

行事や欠席等による給食費の精算は、原則として第10期分で実施します。

※病気等による欠席で給食を食べない場合、給食停止の申し出の翌々日から、学校実施日において連続5日以上欠食をした場合は減額対象となります。欠席期間中の給食停止については、欠席の連絡と併せて、学校に連絡をお願いします。

問合せ：学校教育課学校給食室（055-934-2548）